

申告相談

～早めの準備で安心・確実～

2月5日(水)から3月17日(月)まで

本年1月1日現在、市内に住所がある方は、原則として申告書の提出が必要です。申告は、市県民税の算定だけでなく、所得証明書や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料などの算定資料となる大変重要な手続きです。

2月5日(水)以降、地域別に申告相談を行いますので、早めの準備をお願いします。
※所得の申告がないと国民健康保険税などの軽減が受けられない場合があります。

■申告が必要な方

- 次の①～⑥に該当する方が対象です。
- ① 農業や商業、製造業などの事業を営んでいる方
 - ② 譲渡・不動産・配当・利子・雑収入などの所得があった方
 - ③ 給与所得以外に公的年金(国民年金、厚生年金、農業者年金、各種共済組合年金など)による所得があった方
 - ④ 給与または公的年金等を2カ所以上から受け取っている方
 - ⑤ 給与所得者または公的年金等所得者で、事業所や公的年金等支払者が、給与支払報告書または公的年金等支払報告書を市に提出していない方
 - ⑥ 国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方

■東日本大震災により被害を受けた方へ

震災で住宅や家財などに損害を受けた方は、雑損控除などの適用により、所得税や住民税の軽減を受けられる場合があります。雑損控除の計算方法は被害状況や取得年月、修理費用などで異なるため、相当な時間がかかりますので、早めに税務署にお問い合わせください。

また、平成25年分の確定申告で繰越控除を受ける場合、平成24年分の繰越損失の金額が必要ですので、平成24年分の確定申告書の控えまたは更正通知書を忘れずにお持ちください。

■申告相談に必要な物

- ① 印鑑(シャチハタ印を除く)
- ② 収入・所得が分かる物

収入が公的年金のみで一定額(平成26年1月1日現在65歳以上の方は155万円、65歳未満の方は105万円)以下の方は、「簡易申告書」の提出も不要です。※税務署に所得税の確定申告書を提出する方や、本市に給与支払報告書の提出があった方などは、申告不要です。

－ 申告相談の日程と会場 －

相談日	自治会名		相談会場	
	午前	午後		
2月	5日 水	上戸沢、下戸沢、赤井畑、冷清水	大熊、東、塩倉、中北、猿鼻	小原公民館
	6日 木	新町、赤坂、湯元、明戸、小久保平	機材移動のため受付できません	
	7日 金	越河1区、2区、3区	越河9区、10区	
	10日 月	越河4区、5区、6区	越河7区、8区	
	12日 水	斎川1区、2区、3区	斎川4-1区、4-2区、5区、6区	斎川公民館
	13日 木	斎川7-1区、7-2区、8区	機材移動のため受付できません	
	14日 金	白川1区、7区	白川2区、4区	白川公民館
	17日 月	白川3区、5区、6区	機材移動のため受付できません	
	18日 火	大鷹沢3区、4区、6区	大鷹沢1区、2区	大鷹沢公民館
	19日 水	大鷹沢9区、10区、11区、12区	大鷹沢5区、7区、8区、田中	
	20日 木	大平2区、3-1区	大平1区、8区、城南の丘	大平公民館
	21日 金	大平3-2区、7区	大平4区、5区、6区	
24日 月	西区上、西区下	南区、東区	深谷公民館	
25日 火	北区、三住	機材移動のため受付できません		
26日 水	八宮、芹沢、蔵王、大網	山根、不忘、川原子、鎌先	福岡公民館	
27日 木	弥治郎、上原、下原、山ノ下	沖		
28日 金	機材などの移動・保守点検のため受付できません			
3月	3日 月	滝上、尾籠、岩ノ上	滝下	白石市役所 4階 大会議室
	4日 火	本町、中町、長町、亘理町	南町	
	5日 水	田町	短ヶ町、新町、中益岡、東益岡	
	6日 木	西益岡、寿山、清水小路	柳町	
	7日 金	本郷第二、本郷第四、郡山	本郷第三	
	10日 月	本郷第一	旭町	
	11日 火	上郡山第一、上郡山第二	鷹巣、小下倉	
	12日 水	緑が丘	寿山	
	13日 木	上記日程で申告できなかった方 ※例年、大変込み合いますので、時間に余裕を持ってお越しください。 ※庁舎正面駐車場の混雑が予想されます。城下広場駐車場をご利用ください。		
	14日 金			
17日 月				

※本年度から、大平・福岡・深谷地区の申告会場を各地区公民館に変更します。

- 午前の部 9:00～12:00 ※7:30～受付
- 午後の部 各公民館：13:00～15:30 市役所：13:00～16:30
- 夜間の部(3月4日・10日のみ) 18:30～19:30 ※18:00～受付

【申告にお越しの際は、次の点にご理解をお願いします】

- ① 午前中に受付を済ませた方でも、受付人数などの状況により午後からの相談となる場合があります。
- ② 2月5日～27日は担当職員が地区公民館に移動しますので、市役所では申告の受付ができません。
- ③ 酪農や肉用牛の申告を行う方は相談に時間がかかりますので、夜間の部のお越しはご遠慮ください。

所得税の申告は「e-Tax」が便利です!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータを、e-Taxを利用して送信できます。e-Taxは2月17日から3月17日の申期間中、自宅から24時間、インターネットで申告(添付書類の提出省略)でき、スピーディーな還付を受けることができます。e-Taxを利用するには次の準備が必要です。

① 電子証明書の取得

「住民基本台帳カード」を取得し、「公的個人認証サービス」に基づき、カードに個人認証データを組み込む必要があります。カードと電子証明書の発行にはそれぞれ費用がかかります。詳しくは住民票のある市区町村にお問い合わせください。

② ICカードリーダーの購入

公的個人認証サービスICカードリーダーが必要。お近くの家電量販店などでお問い合わせください。

平成26年度から実施される住民税の主な改正

■個人住民税の均等割の改正

東日本大震災からの復興と防災施策の財源確保のため、平成26年度から平成35年度まで市県民税均等割が1,000円(市民税500円、県民税500円)引き上げられます。

申告に関する詳細は、今月号に同封の「平成26年度市民税・県民税申告相談のお知らせ」をご覧ください。

●市県民税の申告に関する

問い合わせは
税務課 ☎22-1313

●所得税の申告・e-Tax・雑損控除

に関する問い合わせは

・大河原税務署個人課税部門

☎0224-52-2202

(音声案内に従い「2番」を選択)

・国税庁ホームページURL

http://www.nta.go.jp